

都市計画区域、都市計画区域マスタープラン の見直しについて



平成25年2月12日（火）
南砺市建設部 都市計画課



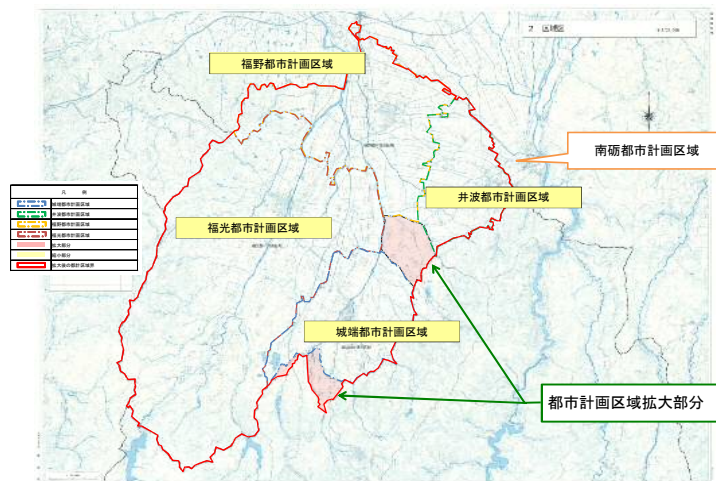
ほっと あつと なんと

1

1 都市計画区域の見直しについて

2

(1) 南砺都市計画区域 (1/2)



3

(1) 南砺都市計画区域 (2/2)

行政区域と都市計画区域



4

(4) 都市計画区域に指定されると (3/3)

適用されるもの	その概要
⑤ 特殊建築物の立地制限 (卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設など)	・特殊建築物の立地について、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経ることが必要となり、 都市計画の観点から立地がコントロールされる。
⑥ 大規模集客施設の立地制限 (床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等)	・大規模集客施設の立地について、用途地域(近商・商業・準工)又は地区計画が必要となり、 都市計画の観点から立地がコントロールされる。
⑦ 開発許可の対象面積の引き下げ 都市計画区域外の場合 10,000㎡以上 ↓ 非線引き都市計画区域の場合3,000㎡以上	・開発許可の対象になると、道路や排水の技術基準などが適用され、 良質な都市基盤の整備、災害の防止、環境の保全 が図られる。

- ➡
- ・道路、公園、供給処理施設等の**計画的な配置**
 - ・**無秩序な開発の抑制**、自然環境の保全

9

(5) 都市計画区域の再編の基本的な考え方 (1/2)

① 合併市町村の都市計画区域は、統合

市町村合併に伴う新市の一体感の醸成や、広域での一体的な土地利用コントロールを図るため、合併市町村における都市計画区域は統合。

② 富山高岡広域都市計画区域は、維持

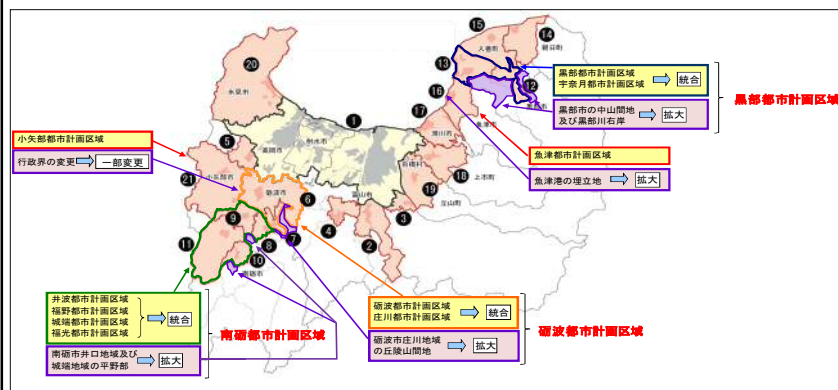
これまでどおり、広域都市計画区域として運用。
線引きと非線引きが混在する富山市・高岡市については、当面、1市2制度で運用

③ 無秩序な開発のおそれがある地域については、都市計画区域を拡大

無秩序な開発や、いわゆる迷惑施設の立地が懸念される地域については、都市計画区域を拡大

10

(5) 都市計画区域の再編の基本的な考え方 (2/2)



参考 都市計画区域の統合再編(案)

11

(6) 南砺都市計画区域の統合・拡大 (1/5)



- ➡
- ・城端、井波、福野、福光の各都市計画区域を**統合**し、旧井口村の平野部及び旧城端町の平野部を**拡大**
 - ・名称を**南砺都市計画区域**に変更

12

(6) 南砺都市計画区域の統合・拡大 (2/5)

区域を拡大するエリアでは、**容積率**、**建ぺい率**を指定し、**2項道路**の指定を公告します。

① 容積率、建ぺい率の指定

(建築基準法第52条第1項第6号、同法第53条第1項第6号)

- ・容積率・建ぺい率の制限がかかります
- ・容積率は200%以内、建ぺい率は60%以内

※既に指定されている都市計画区域内の容積・建ぺい率はこれまでどおり

② 2項道路の指定

(建築基準法第42条第2項)

- ・特定行政庁(県)は、現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路について、**接道義務**を満たす道路として指定します
- ・その場合、道路の中心線から水平距離の2mの線を道路境界とみなします

注)「原則として幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならない」

13

(6) 南砺都市計画区域の統合・拡大 (3/5)

① 容積率、建ぺい率の指定

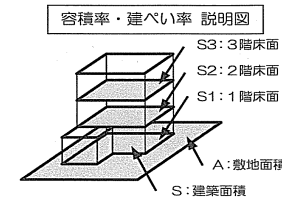
容積率は200%以内とは・・・

容積率とは敷地面積と延床面積(各階の床面積の合計)の割合をいいます

$$\text{容積率}(\%) = \frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

今回拡大されるエリアの容積率は200%以内となります

例) 100坪の土地の場合、延床面積で200坪まで建築できます



◇容積率とは・・・
敷地面積に対する建物の延床面積(図では1～3階の床面積の合計)の割合
 $(S1 + S2 + S3) \div A$

◇建ぺい率とは・・・
敷地面積に対する建物の建築面積(おおむね1階の床面積)の割合
 $(S) \div A$

14

(6) 南砺都市計画区域の統合・拡大 (4/5)

① 容積率、建ぺい率の指定

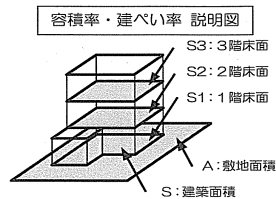
建ぺい率は60%以内とは・・・

建ぺい率とは敷地面積と建築面積(主に1階面積)の割合をいいます

$$\text{建ぺい率}(\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

今回拡大されるエリアの建ぺい率は60%以内となります

例) 100坪の敷地面積の場合、1階の建築面積が60坪までの家を建築できます



◇容積率とは・・・
敷地面積に対する建物の延床面積(図では1～3階の床面積の合計)の割合
 $(S1 + S2 + S3) \div A$

◇建ぺい率とは・・・
敷地面積に対する建物の建築面積(おおむね1階の床面積)の割合
 $(S) \div A$

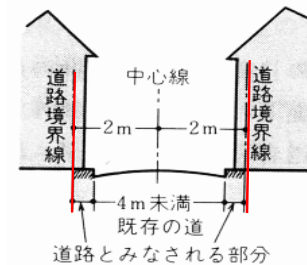
15

(6) 南砺都市計画区域の統合・拡大 (5/5)

② 2項道路の指定

道路幅員4m未満の道路を指定

・現に建築物が立ち並び、幅員が4m未満の道路が指定された場合は、下図のように道路の中心から2m以上後退して建築する必要があります



※既に建っている建築物はこれらの規制の対象になりません

ただし、今後、増改築等を行う時に適用を受けることになります

16

2 都市計画区域の統合に伴う既存の都市計画の変更について

17

(1) 都市計画区域の統合・拡大



- ・城端、井波、福野、福光の各都市計画区域を**統合**し、旧井口村の平野部及び旧城端町の平野部を**拡大**
- ・名称を**南砺都市計画区域**に変更

18

(2) 区域の統合に伴う都市計画の変更

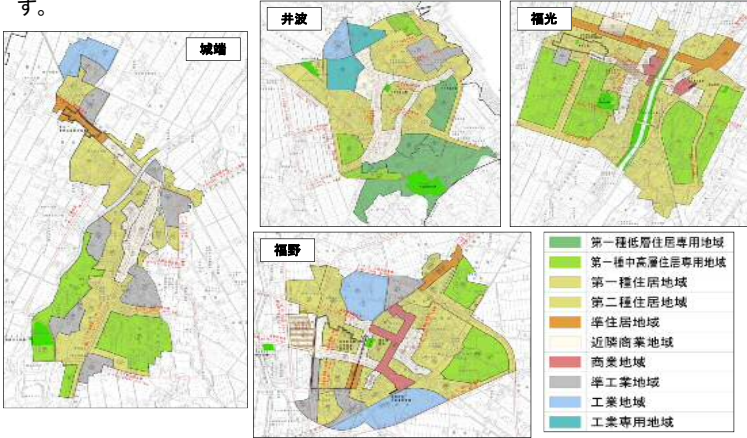
都市計画区域の統合に伴い、これまでに定められた都市計画についても、必要な変更を行います。

都市計画の種類	主な変更内容
① 用途地域	用途地域の統合、建ぺい率・容積率の決定
② 都市計画道路	名称・番号の変更、車線数の決定
③ 都市計画公園	種別・番号の変更、住所の修正
④ 都市計画緑地	番号の変更
⑤ 公共下水道	排水区域の変更、都市下水路の廃止
⑥ 流域下水道	都市計画の統合
⑦ 都市計画駐車場	名称・番号の変更
⑧ 都市計画火葬場	名称・番号の変更、住所の修正
⑨ 都市計画ごみ処理場	名称の変更
⑩ 土地区画整理事業	名称の変更、幹線街路名称の変更
⑪ 都市計画地区計画	名称の変更、住所の修正

19

(3) 用途地域の変更 (1/2)

用途地域は、住居地域、商業地域、工業地域など、市街地の土地利用の基本的枠組みを定めるもので、城端、井波、福野、福光のそれぞれで都市計画決定されています。



20

(3) 用途地域の変更 (2/2)

下表のとおり、用途地域の都市計画を統合します。

種 類	容積率	建ぺい率	旧				新	
			城端	井波	福野	福光	南砺	
第1種低層住居 専用地域	60%	40%		42ha			42ha	
	80%	50%		3.0ha			3.0ha	
	100%	60%		13ha			13ha	
第1種中高層住 居専用地域	200%	60%	31.2ha	12ha	20ha	85ha	148.2ha	
第1種住居地域	200%	60%	58ha	76ha	46ha	109.4ha	289.4ha	
第2種住居地域	200%	60%		2.6ha	33ha	4.7ha	40.3ha	
準住居地域	200%	60%	3.9ha		5.2ha	13.1ha	22.2ha	
近隣商業地域	200%	80%	6.0ha	25ha	19ha	16ha	66	84.2
	300%	80%	11ha			7.2ha	18.2	ha
商業地域	400%	80%			7.4ha	4.8ha	12.2ha	
準工業地域	200%	60%	32ha	8.3ha	12ha	1.8ha	54.1ha	
工業地域	200%	60%	7.4ha	6.0ha	25ha		38.4 ha	
工業専用地域	200%	60%		13ha			13 ha	
合計			149.5ha	200.9ha	167.6ha	242ha	760ha	

21

(4) 都市計画道路の変更 (1/4)

都市計画道路は、城端で8路線、井波で12路線、福野で10路線、福光で10路線が都市計画決定されています。

下表のとおり、道路の都市計画を統合し、併せて車線数を定めます。

都市計画道路

旧			新		
城端都市計画			井波都市計画		
番号	路線名	車線数	番号	路線名	車線数
3・4・1	東線	2	3・4・1	城端東線	2
3・4・2	野口理休線	未決定	3・4・2	野口理休線	2
3・4・6	駅前線	未決定	3・4・3	城端駅前線	2
3・4・4	井波城端線	2	3・4・4	井波城端線	2
3・4・5	中央線	未決定	3・4・5	城端中央線	2
			3・4・1	山見栄町線	未決定
			3・4・5	谷今町線	2
			3・4・11	国道156号線	未決定
			3・4・12	山見中央線	未決定
			3・4・13	谷学校線	未決定
			3・4・6	山見栄町線	2
			3・4・7	谷今町線	2
			3・4・8	国道156号線	2
			3・4・9	山見中央線	2
			3・4・10	谷学校線	2

22

(4) 都市計画道路の変更 (2/4)

旧			新		
福野都市計画			南砺都市計画		
番号	路線名	車線数	番号	路線名	車線数
3・4・1	福野駅前線	未決定	3・4・11	福野駅前線	2
3・4・2	寺家高儀線	未決定	3・4・12	寺家高儀線	2
3・4・3	二日町苗島線	未決定	3・4・13	二日町苗島線	2
3・4・4	松原柴田屋線	2	3・4・14	松原柴田屋線	2
3・4・5	砺波福光線	2	3・4・15	砺波福光線	2
3・4・6	柴田屋御蔵町線	未決定	3・4・16	柴田屋御蔵町線	2
3・4・8	百町二日町線	未決定	3・4・17	百町二日町線	2
			3・4・18	小林栄町線	2
			3・4・19	西町栄町線	2
			3・4・20	吉江鴻巣線	2
			3・4・21	荒木栄町線	2
			3・4・1	小林栄町線	未決定
			3・4・2	西町栄町線	未決定
			3・4・3	吉江鴻巣線	未決定
			3・4・6	荒木栄町線	未決定

23

(4) 都市計画道路の変更 (3/4)

旧			新		
城端都市計画			井波都市計画		
番号	路線名	車線数	番号	路線名	車線数
3・5・7	金戸理休線	未決定	3・5・1	金戸理休線	2
3・5・9	野田理休線	未決定	3・5・2	野田理休線	2
3・5・3	城端福光線	未決定	3・5・3	城端福光線	2
			3・5・3	1号環状線	未決定
			3・5・6	閑乗寺線	未決定
			3・5・8	今町線	未決定
			3・5・9	砺波線	2
			3・5・10	本町学校線	未決定
			3・5・4	井波環状線	2
			3・5・5	閑乗寺線	2
			3・5・6	今町線	2
			3・5・7	砺波線	2
			3・5・8	本町学校線	2
福野都市計画			福光都市計画		
3・5・7	苗島線	未決定	3・5・9	苗島線	2
			3・5・5	福光停車場線	未決定
			3・5・7	荒木下野線	未決定
			3・5・8	本町線	2
			3・5・9	荒木小林線	2
			3・5・10	福光停車場線	2
			3・5・11	福光本町線	2
			3・5・12	荒木小林線	2
			3・5・13	荒木下野線	2

24

(4) 都市計画道路の変更 (4/4)

旧						新		
城端都市計画			井波都市計画			南砺都市計画		
番号	路線名	車線数	番号	路線名	車線数	番号	路線名	車線数
			3・6・2	金屋線	2	3・6・1	金屋線	2
			3・6・4	駅前八日町線	未決定	3・6・2	駅前八日町線	2
福野都市計画			福光都市計画					
7・6・1	寺家新屋敷1号線	未決定				7・6・1	寺家新屋敷1号線	2
7・6・2	寺家新屋敷2号線	未決定				7・6・2	寺家新屋敷2号線	2
			7・7・1	川原線	未決定	7・7・1	川原線	定めない

25

(5) 都市計画公園、都市計画緑地の変更 (1/2)

都市計画公園は、城端で2ヶ所、井波で4ヶ所、福野で2ヶ所、福光で3ヶ所都市計画決定されています。

都市計画緑地は、井波で1ヶ所、福野で1ヶ所、福光で1ヶ所都市計画決定されています。

下表のとおり、公園及び緑地の都市計画を統合します。

都市計画公園

旧									新		
城端都市計画			井波都市計画			福野都市計画			福光都市計画		
種別	番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号	名称
			児童	2・2・1	井波児童公園						
			児童	2・2・2	今町児童公園						
						児童	2・2・1	旅川公園			
									児童	2・2・1	西町公園
近隣	3・3・2	城南中央公園									
									近隣	3・3・1	城南中央公園
									近隣	3・3・2	福光公園

26

(5) 都市計画公園、都市計画緑地の変更 (2/2)

旧												新		
城端都市計画			井波都市計画			福野都市計画			福光都市計画			南砺都市計画		
種別	番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号	名称	種別	番号	名称
			一般	5・4・1	井波別院公園							地区	4・4・1	井波別院公園
									一般	5・4・1	小矢部川公園	地区	4・4・2	小矢部川公園
			一般	5・5・2	閑乗寺公園							総合	5・5・1	閑乗寺公園
1		桜ヶ池公園										総合	5・6・1	桜ヶ池公園
												特殊	7・5・1	安居寺公園

都市計画緑地

旧								新	
城端都市計画		井波都市計画		福野都市計画		福光都市計画		南砺都市計画	
番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
		1	井波文化緑地					1	井波文化緑地
				1	猿ヶ辻緑地			2	猿ヶ辻緑地
						1	吉江緑地	3	吉江緑地

27

(6) 公共下水道、流域下水道の都市計画の変更

公共下水道は、城端、井波、福野、福光の各市街地で都市計画決定されています。

下表のとおり、公共下水道の都市計画を統合します。

公共下水道

	旧				新
	城端都市計画	井波都市計画	福野都市計画	福光都市計画	南砺都市計画
排水区域	城端公共下水道 149 ha	井波公共下水道 201ha	福野公共下水道 168ha	福光公共下水道 372ha	南砺公共下水道 827 ha

※旧福光都市計画排水区域には、特定環境保全公共下水道63haを含む。今回の変更でその分を外すため、排水区域合計画面積は小さくなる。

流域下水道

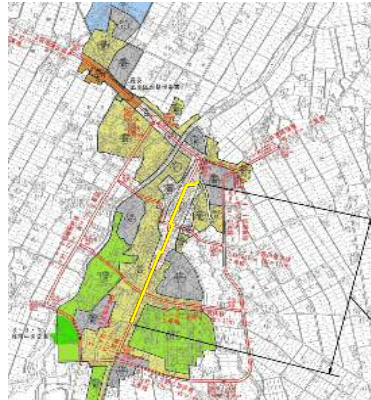
	旧				新
	城端都市計画	井波都市計画	福野都市計画	福光都市計画	南砺都市計画
小矢部川流域下水道に接続する公共下水道の名称	城端公共下水道	井波公共下水道	福野公共下水道	福光公共下水道	南砺公共下水道

28

(6) 都市計画下水道の変更

都市下水路の廃止

名称	起点	終点	排水区域	幅員
新町排水路	城端町新町1170-1	城端町出丸1-2	7.8ha	内径0.90m ヒューム管



廃止理由

本都市下水路は、昭和28年に都市計画決された都市下水路である。その後、国道304号の整備が行われ、道路両側に流雪溝を兼ねた雨水排水施設が整備された。同等の機能を備える施設が整備されたことから本都市下水路を廃止し、市街地は公共下水道事業により雨水の整備を行う。

新町排水路L=約1,270m

29

(7) 都市計画駐車場、都市計画火葬場の変更

都市計画駐車場は、福野で1ヶ所、福光で1ヶ所都市計画決定されています。都市計画火葬場は、城端で1ヶ所、福野で1ヶ所、福光で1ヶ所都市計画決定されています。下表のとおり、駐車場及び火葬場の都市計画を統合します。

都市計画駐車場

旧								新	
城端都市計画		井波都市計画		福野都市計画		福光都市計画		南砺都市計画	
番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
				1	福野駅前自転車駐車場			1	福野駅前自転車駐車場
						1	駅前自転車駐車場	2	福光駅前自転車駐車場

都市計画火葬場

旧				新	
城端都市計画	井波都市計画	福野都市計画	福光都市計画	南砺都市計画	
番号	名称	番号	名称	番号	名称
		1	福野町斎場	1	福野斎場
1	福光火葬場			1	福光火葬場
				2	福光斎場

30

(8) 都市計画ごみ処理場、土地区画整理事業の変更

都市計画ごみ処理場は、城端で1ヶ所、福光で1ヶ所都市計画決定されています。土地区画整理事業は、城端で1ヶ所、福野で1ヶ所、福光で1ヶ所都市計画決定されています。下表のとおり、ごみ処理場及び土地区画整理事業の都市計画を統合します。

都市計画ごみ処理場

旧				新	
城端都市計画	井波都市計画	福野都市計画	福光都市計画	南砺都市計画	
番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	西部清掃センター			1	西部清掃センター
				1	南砺リサイクルセンター

土地区画整理事業

旧				新	
城端都市計画	井波都市計画	福野都市計画	福光都市計画	南砺都市計画	
城端町是安				是安	
		寺家新屋敷		寺家新屋敷	
			福光大火復興	福光大火復興	

31

(9) 都市計画地区計画の変更

都市計画地区計画は、福野で1ヶ所、福光で2ヶ所都市計画決定されています。下表のとおり、地区計画の都市計画を統合します。

都市計画地区計画

旧				新	
城端都市計画	井波都市計画	福野都市計画	福光都市計画	南砺都市計画	
		福野町柴田屋地区		柴田屋地区	
			福光駅西地区	福光駅西地区	
			福光西町北地区	福光西町北地区	

32

3 都市計画区域マスタープランの見直しについて

33

(1) 都市計画区域マスタープランについて (1/2)

1) 都市計画区域マスタープランとは

長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、
その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、
都市計画の基本的な方向性を示すもの。

都市計画区域ごとに県が定めます

2) マスタープランの見直し

本県では、平成16年に県内21の都市計画区域において
マスタープランを策定済みですが、

- ① 都市計画区域の統合再編
- ② 社会経済情勢の変化に的確に対応

等のため、マスタープランの見直しを進めてきました。

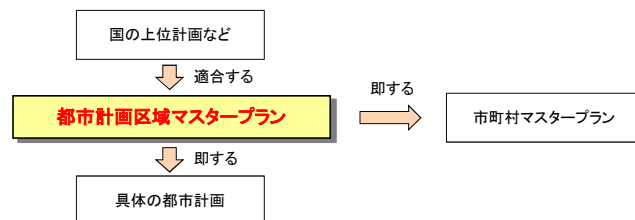
34

(1) 都市計画区域マスタープランについて (2/2)

3) マスタープランの役割

- ① 都市の将来像を分かりやすく提示する。
- ② 具体的な都市計画を決定する際の合意形成が円滑になるように、
主な都市施設や主要な都市機能の配置をあらかじめ示す。
- ③ 着実な都市の整備、開発、保全の推進を図るため、土地利用や
都市施設、市街地開発事業の整備方針等を明確にする。

4) マスタープランの位置づけ



35

(2) 新しいマスタープランの策定 (1/3)

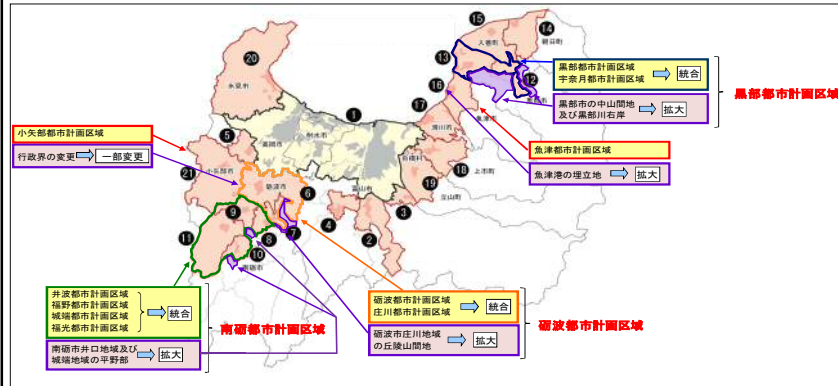
都市計画区域の統合・再編にあわせ、再編後の都市計画区域ごとに、新しいマスタープランを策定します。

現行のマスタープラン(21都市計画区域)	都市計画区域の 統合・再編(案)	新しいマスタープラン(案)
福岡 都市計画区域マスタープラン	—	福岡 都市計画区域マスタープラン(案)
魚津 都市計画区域マスタープラン	一部拡大	魚津 都市計画区域マスタープラン(案)
水見 都市計画区域マスタープラン	—	水見 都市計画区域マスタープラン(案)
滑川 都市計画区域マスタープラン	—	滑川 都市計画区域マスタープラン(案)
黒部 都市計画区域マスタープラン	統合・拡大	黒部 都市計画区域マスタープラン(案)
宇奈月 都市計画区域マスタープラン	—	—
砺波 都市計画区域マスタープラン	統合・拡大	砺波 都市計画区域マスタープラン(案)
庄川 都市計画区域マスタープラン	—	—
小矢部 都市計画区域マスタープラン	一部変更	小矢部 都市計画区域マスタープラン(案)
城端 都市計画区域マスタープラン	統合・拡大	南砺 都市計画区域マスタープラン(案)
井波 都市計画区域マスタープラン	—	—
福野 都市計画区域マスタープラン	—	—
福光 都市計画区域マスタープラン	—	—
上市 都市計画区域マスタープラン	—	上市 都市計画区域マスタープラン(案)
立山舟橋 都市計画区域マスタープラン	—	立山舟橋 都市計画区域マスタープラン(案)
入善 都市計画区域マスタープラン	—	入善 都市計画区域マスタープラン(案)
朝日 都市計画区域マスタープラン	—	朝日 都市計画区域マスタープラン(案)
富山高岡広域都市計画区域マスタープラン	(検討中)	(検討中)
大沢野 都市計画区域マスタープラン	(検討中)	(検討中)
大山 都市計画区域マスタープラン	(検討中)	(検討中)
八尾 都市計画区域マスタープラン	(検討中)	(検討中)

まず、先行して作業を進めてきた12区域で策定します

36

(2) 新しいマスタープランの策定 (2/3)



参考 都市計画区域の統合再編(案)

37

(2) 新しいマスタープランの策定 (3/3)

マスタープランの構成

- ・第1章には、富山県全体にわたる広域的な都市計画の方針を記載。
- ・第2章には、個別の都市計画区域における都市計画の方針を記載。

第1章 富山県の都市計画の方針

- 1 富山県の都市計画の目標
- 2 都市計画の見直しの方針
- 3 広域調整の方針

第2章 △△都市計画区域

- 1 都市計画の目標
- 2 区域区分の有無及びその方針
- 3 主要な都市計画の決定の方針

38

(3) 第1章 富山県の都市計画の方針(1/2)

現状と課題

■ 人口と都市構造

- ・本格的な少子高齢化・人口減少社会
- ・郊外で人口が増加し、市街地では人口が減少、空き家・空き地の増加
- ・薄く広い市街地が形成されており、非効率な都市構造

■ 地域交通

- ・公共交通の利用低迷
- ・自動車利用の比率が高く、過度に自動車に依存した交通環境
- ・生活交通に関する新たな課題（買い物弱者、通院弱者など）

■ 歴史・文化・景観

- ・地域の個性を活かしたまちづくりの取組み
- ・まちなかの優れた水辺空間
- ・散居村等の美しい田園景観
- ・歴史・文化に育まれた個性的なまち並み
- ・魅力的な伝統行事

■ 産業(商業、工業、農業)

- ・大型店が幹線道路沿道等で多く立地し、買物による移動が広域化
- ・中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加
- ・大規模工場の撤退に伴う工場跡地の増加
- ・土地利用規制が緩い非線引き白地地域等で拡散的な農地転用

■ 広域交通、物流基盤

- ・北陸新幹線は平成26年度末までに金沢まで開業(予定)
- ・東海北陸自動車道、能越自動車道、スマートインターチェンジの整備など、高速道路の利便性向上
- ・伏木富山港の機能強化。
- ・日本海側拠点港の「機能別拠点港」、「総合的拠点港」として選定(H23年11月)

■ 環境・エネルギー

- ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機としたエネルギー問題への対応

39

(3) 第1章 富山県の都市計画の方針(2/2)

都市計画の基本理念

～みんなで創ろう！人が輝く^{こし}高志の国^{くに}～

○ 快適で活力ある都市づくり

- ・集約型都市構造への転換
- ・無秩序な市街化の抑制
- ・まちなか居住の推進
- ・空き家・空き地対策の推進
- ・中心市街地の活性化と歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくり
- ・公共交通機関の維持・活性化
- ・低炭素型都市づくりの推進

○ 安全で安心して暮らせる都市づくり

- ・災害に強いまちづくりの推進
(雨水の貯留浸透施設の整備、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善など)

○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

- ・自然環境の保全や都市公園の充実
- ・景観に配慮した美しいまちづくり
- ・地域資源を活かした個性豊かなまちづくり
(優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など)

○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり

- ・北陸新幹線や高速道路など、広域交通網の整備充実と有効活用
- ・駅や駅前広場などの整備充実
- ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上

40

[illegible]

4) 第2章 南砺都市計画区域(2/2)	
ポイント3 空き家・空き地対策と災害に強いまちづくり 新 ・既成市街地の空き家・空き地対策を推進します。 ・瑞泉寺周辺等の密集市街地は、都市基盤整備により改善を図ります。	ポイント6 新 追加インターチェンジの設置・検討 ・東海北陸自動車道の(仮称)南砺スマートインターチェンジの整備を推進します。 ・城端サービスエリアにおける新たなインターチェンジの設置について検討を進めます。
ポイント4 歴史・文化・景観など、個性ある地域資源の活用 ・善徳寺周辺や八日町通りなどは、歴史的な街並みや伝統文化が多く残る地域として景観誘導に努めます。 ・無秩序な市街化を抑制し、散居村の景観の維持保全に努めます。	ポイント7 観光資源の活用 ・歴史的な街並みや伝統文化が多く残る善徳寺周辺や八日町通りなどは、観光施設や店舗などの充実等により観光ゾーンの形成を図ります。
ポイント5 公共交通の確保と交通結節点の強化 ・JR城端線や路線バスなど、公共交通機関の維持・活性化を図ります。 ・JR城端線の各駅において、パークアンドライド駐車場や自転車駐車場等の配置を検討します。	ポイント8 企業立地の促進 新 ・福光インターチェンジ周辺や、今後整備される予定の(仮称)南砺スマートインターチェンジからアクセスがよい場所において、工業地の誘導を図ります。

42